

自立支援協議会専門部会について

1. 専門部会構成員について（資料3-2）

2. 今年度の取組内容

障がい福祉サービスの利用者が65歳到達時に介護保険サービスへ円滑な移行に関する課題を整理し、解決手段を検討する。

3. 専門部会開催経過と協議内容

	日時	場所	内容
第1回	平成29年 9月20日	芦屋市保健福祉 センター	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の目的説明とこれまでの振り返り 高齢と障がい分野の連携方法や発信の方法等を検討 3つ（ツール作成・研修・連携）の解決方法を抽出
第2回	平成29年 10月25日	木口記念会館	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決方法を再検討
第3回	平成29年 11月22日	芦屋市保健福祉 センター	<ul style="list-style-type: none"> 3つの課題解決方法を具体化
PT会議	平成30年 1月17日	芦屋市保健福祉 センター	<ul style="list-style-type: none"> 「ツール班」「連携班」にて具体案の作成・検討
第4回	平成30年 1月24日	芦屋市保健福祉 センター	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決方法を共有，検討
PT会議	平成30年 2月14日	木口記念会館	<ul style="list-style-type: none"> 「ツール班」「研修班」「連携班」にて相互で具体案の確認
第5回	平成30年 2月28日	芦屋市保健福祉 センター	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決方法の確認 提言書の合意形成

4. 協議結果

解決方法種別	内容
ツールの作成 (活用)	<ul style="list-style-type: none">・65歳到達時の介護保険サービス申請がスムーズに行えるように、手続きの流れを視覚化したツールを作成した。・3者の支援者（障がい者計画相談支援事業所，高齢者生活支援センター・障害福祉課）が，説明しながら本人とツールの空欄を埋めていく。また，個人情報保護の観点から，本人が保管し支援者とも共有する。
研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・65歳到達時に介護保険サービスへ移行することを踏まえ，障がい・高齢関係の制度理解について事例等を交えて紹介するとともに交流の機会も設ける。・障がい，高齢関係者向けに障がい特性や相談窓口を紹介する研修を実施する。・各年1回定期的の実施し，内容については毎年対象者像によって工夫する。
連携システムの構築	<ul style="list-style-type: none">・65歳を迎える1年前の64歳から本人中心に各関係機関が連携を取れるように準備する。・本人が芦屋市内の介護保険サービス事業の所在とサービス内容を知り，自ら選択できる機会を作るために連携会議，支援会議を行った上で，実際の事業所見学や体験実習等を行う。

※別添提言書

5. 成果

65歳時における福祉サービスの円滑な移行についての課題を解消するための手法として上記3点を作成，立案した。

6. 課題

これら3点については，ツールの作成や手法の立案による提言に留まっているため，今後プロジェクトを組織し，実践可能な事項から試行し，効果・成果の検証を行った上，ガイドライン作りとシステムの構築をすべきである。

平成29年度 専門部会名簿

構 成 員	No	所属	名前	正副
	1	なかよし工房	高橋 浄江	正
	2	グループホーム燈	高野 康彦	副
	3	芦屋市立みどり地域生活支援センター	畑中 稔	
	4	芦屋市ケアマネージャー友の会	枇榔 妙子	
	5	潮見高齢者生活支援センター	藤崎 裕子	
	6	三田谷治療教育院（計画相談支援）	笠井 光子	
	7	芦屋メンタルサポートセンター（計画相談支援）	鈴木 敦子	
	8	芦屋市社会福祉協議会（障がい者相談支援事業）	津田 美穂	
	9	芦屋ハートフル福祉公社（障がい者相談支援事業）	岡本 慶子	
	10	芦屋市高齢介護課	洲崎 智子	
	11	芦屋市障害福祉課	古川 寧子	

事 務 局 ・ そ の 他	事 務 局	芦屋市障がい者基幹相談支援センター	三芳 学
		芦屋市障がい者基幹相談支援センター	杉山 勝則
		芦屋市障がい者基幹相談支援センター	石田 享子
	そ の 他	芦屋市障害福祉課	吉川 里香

様

そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員

さん

ひがし やま て
東 山 手
にし やま て
西 山 手
せい どう
精 道
しお み
潮 見

こうれいしやせいかつしえん
高齢者生活支援センター

さん

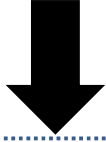
しょうがいふくしか
障害福祉課

さん

しえんかいぎ
支援会議

がつ 日にち じ ぶん
月 日 時 分

ばしょ
場所:



ようしえん ようかいごにんてい しんせい
要支援・要介護認定の申請をする

ほうもんちようさ
(訪問調査)

ほうもんちようさいきん からだ ひごろ せいかつ
訪問調査員がお身体の状況や日頃の生活に
ついて聞きにきます。

がつ 日にち じ ぶん
月 日 時 分

ばしょ
場所:

しゅじいけんしよ
(主治医意見書)

しやくしよ ひと しゅじい せんせい
市役所の人が主治医の先生に

ねが
お願いしてくれます。

けっか で やく げつ
結果が出るまで約1か月かかります。

けっか で こま
結果が出るまでに困ったことがあったら、

そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員 _____さん

はな
に話してください。



ひだり しやしん
左の写真のもの(介護保険被保険者証)が届いたら _____さんに連絡する

でん わ
電 話: - -

ふあつくす
FAX: - -

ひがいとう
非該当

しょうがいふくし
障害福祉サービスを継続となります。

こま
困ったことは _____さんに聞いてください。

でん わ
電 話: - -

ふあつくす
FAX: - -

がいとう
該当

ようしえん ようかいご
要支援 (1・2) 要介護 (1・2・3・4・5)

ないよう かね ひよう
サービス内容やお金(費用)のことが変わります。

たんとう
担当ケアマネジャー: _____さんに聞いてください。

でん わ
電 話: - -

ふあつくす
FAX: - -

総合事業のサービスを利用する場合があります。

たんとう
担当ケアマネジャー: _____さんに聞いてください。

しょうがいふくし
障害福祉サービス

- 居宅介護
 - 家事援助
 - 身体介護
 - 通院等介助
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 自立訓練
 - 機能訓練
 - 生活訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
 - A型
 - B型
- 共同生活援助(グループホーム)

福祉用具

かいごほけん
介護保険サービス

- 生活支援型訪問サービス
- 予防専門型訪問サービス
- 予防専門型通所サービス
- (介護予防) 訪問入浴介護
- (介護予防) 訪問リハビリテーション
- (介護予防) 居宅療養管理指導
- (介護予防) 訪問看護
- (介護予防) 通所リハビリテーション(デイケア)
- (介護予防) 短期入所生活介護(ショートステイ)
- (介護予防) 短期入所療養介護
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (介護予防) 認知症対応共同生活介護
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- 訪問介護
- 通所介護(デイサービス)
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養病床)
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型通所介護
- 夜間対応型訪問介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護